

第 3 5 号 議 案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 債権の内容 | 区営住宅使用料相当額請求金 |
| 2 | 債 務 者 | 足立区江北在住者 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 1 , 0 3 1 , 5 0 0 円 |
| 4 | 放棄の理由 | 債務者は、平成 1 7 年 8 月に区営住宅の明渡しは完了しているが、その使用料の滞納分についての分納誓約の履行が滞ったので、平成 2 8 年 5 月に住宅使用料支払請求事件として東京簡易裁判所へ訴えを提起した。
その後、勝訴判決確定により平成 2 8 年 1 0 月に強制執行（動産執行）を行ったが、住民票登録地に居住実態がなく、強制執行不能となり、現在も居所不明の状態であるため。 |

（ 提案理由 ）

債権の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。